## 議員発案第 6 号

加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4年 9月27日

提出者 加茂市議会議員 大 橋 一 久

賛成者 同 森 友 和

同 同 橋本昌美

令和 4年 9月27日

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

否決

## 加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

加茂市議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第22号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、 改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改正後	改正前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、加茂市	地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第91条第1項の規定に基づき、加茂市
議会の議員の定数は、 <u>14人</u> とする。	議会の議員の定数は、 <u>18人</u> とする。

附則

この条例は、令和5年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。